

令和 8 年度赤い羽根共同募金 地域福祉活動助成事業募集要項

1. 事業のねらい

町民の誰もが、安全で安心して暮らせる、明るい福祉のまちづくりを進めるために、地域住民が主体的に参画し、地域課題の解決に取り組む事業展開を図る。

[重点活動]

- (1) 高齢者・障害者などを支える活動
- (2) 子どもの生活や子育てを支援する活動
- (3) 防災意識を高め災害に備える地域づくりを展開する活動
- (4) 地域文化の継承及び世代間交流を図る活動
- (5) その他地域福祉課題を解決するための活動

2. 対象経費

事業目的達成のための事業費（運営費・研修費・報償費等）、会議費（アルコールを除く飲食費等）とする。

[対象としない費用]

事業運営にかかる人件費

3. 助成限度額及び団体数

- (1) 一事業の助成限度額は 3 万円とする。
- (2) 助成は 10 団体とする。

4. 募集方法と助成対象

- (1) 募集は、町内会長への通知やホームページへの掲載、ポスターの掲示により広く呼びかける。
- (2) 助成対象は、町内会やボランティア・老人クラブ団体等で社会福祉を目的とする事業を展開する団体等とする。
- (3) 募集開始は 4 月 1 日からとする。

5. 申請の限定

申請は、一団体につき一事業とする。

6. 申請の方法と提出期限

- (1) 申請は、別添の申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、事務局に提出する。
- (2) 提出期限 令和8年5月29日(厳守)

7. 審査の方法・視点

- (1) 書類審査や公開審査(申請団体ごと)を基本とする。
- (2) 審査は、審査委員会・運営委員会が行う。

[審査の視点]

- ① 地域活性化が見込めるか。
- ② 実現可能な内容であるか。
- ③ 助成後の継続・発展が見込めるか。
- ④ 助成に値する効果が見込めるか。
- ⑤ 共同募金運動へ協力しているか。

8. 助成決定・助成金交付

- (1) 助成決定した団体には、決定通知書を送付する。
- (2) 助成金は、助成決定団体からの助成金事業請求書(様式第3号)提出後に交付する。

9. 助成決定後の活動内容変更と辞退

- (1) 事情により事業計画内容を変更する場合は、新たに「事業計画変更申請書」を提出し、承認を得ること。
- (2) 事業中止の場合は、辞退の旨を事務局に連絡すること。

10. 事業実績の報告

事業完了後、2週間以内に助成事業報告書（様式第2号）を提出すること。